

承認第5号の資料

「寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条 項	条 例 見 出 し	改 正 要 旨	改 正 前	改 正 後
都 市 計 画 税	附則第2項	法附則第15条第32項の条例で定める割合	法律改正による項ずれの改正	第32項	第31項
	附則第3項	法附則第15条第37項の条例で定める割合	法律改正による項ずれの改正	第37項	第36項
	附則第4項	法附則第15条の11第1項の条例で定める割合	改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設		新設
	附則第5項	改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	法律改正による用語の改正	改修実演芸術公演施設	改修特別特定建築物
	附則第13項	都市計画税に関する読替規定	法律改正による項ずれの改正		項繰上げ